

事務連絡  
平成 21 年 11 月 12 日

各都道府県消防防災主管部 } 御中  
東京消防庁・政令指定都市消防本部 }

消防庁予防課

### 仕様書に係る補足事項について

「連動型住宅用火災警報器の譲与に係る手続き及び履行計画の協議窓口に係る調査について(平成 21 年 11 月 12 日消防予第 490 号)」により「連動型住宅用火災警報器の調達(防火安全教育・指導に係る必要な支援を含む。)」に係る仕様書を参考送付したところですが、「仕様書(案)について(平成 21 年 9 月 3 日消防庁予防課事務連絡)」にて参考送付した仕様書(案)からの主な変更点については、下記の通りとしておりますのでご留意下さい。

各都道府県におかれましては、管内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知願います。

### 記

#### 1. 納入期限等について(仕様書第 3 及び第 4 柱書き関係)

本調達に係る予算は、財政法第 14 条の 3 に基づく繰越明許費であり、平成 22 年度に繰り越して執行を行う予定です。ただし、平成 22 年度以降の執行については、財政法第 43 条の 3 に基づく財務大臣の承認を経て行うこととなるため、連動型住宅用火災警報器の納入期限及び支援の実施期間は、いずれも「平成 22 年 3 月 31 日(水)」とした上で、「状況に応じ双方合意のもと変更を可能とする。」としました。

なお、財務大臣の承認後、消防庁と契約を行った業者(以下「契約業者」という。)との協議の上で、納入期限は「平成 22 年 10 月 29 日(金)」に、実施期間は「平成 23 年 3 月 18 日(金)」までの間に、変更を行う予定としています。

#### 2. 履行計画の協議要領について(仕様書第 4 第 2 項及び別添「履行計画の協議要領」関係)

履行計画の協議要領を定め、協議窓口、協議方法、協議手順、協議に際しての留意事項等を示しました。なお、具体的な協議方法等については別途ご連絡することとしております。

#### 3. 消防本部等に対する説明について(仕様書第 4 第 3 項(3)及び別添「履行計画の協議要領」第 4 項(3)関係)

契約業者が各消防本部等に対し、連動型住宅用火災警報器の操作方法や維持管理に係る説明を実施することとしました。これにより、各消防本部等主催の対象施設の関係者に対する説明会などに契約業者が出向した上で、必要な説明を行うことを想定しています。なお、消防本部等毎の説明の実施回数の上限は、各消防本部等の署数(署を設置していない場合は 1 とする。)としています。

4. 対象施設への説明及び技術的サポートについて（仕様書第4第3項(4)関係）

対象施設への連動型住宅用火災警報器の連動設定、設置、作動確認、維持管理等に係る必要な説明及び技術的サポートについては、仕様書第4第3項(1)から(3)までに示すリーフレット、問い合わせ窓口及び各消防本部等に対する説明のみでは本調達の趣旨・目的の達成が困難である場合に、契約業者が誠意をもって対応することとしました。

〈問い合わせ先〉

総務省消防庁予防課予防係 千葉、中村、井上  
TEL:03-5253-7523 mail:k5.inoue@soumu.go.jp